

# 香川県報



第 62 号

平成 17 年

8 月 9 日（火曜日）

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 告示

身体障害者福祉法の規定による指定医師の辞退の予告

（障害福祉課）

一

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅

（水産課）

道路の区域変更（二件）

（道路保全課）

河川区域の廃止による藤川敷地等の発生

（河川砂防課）

二

道路の位置指定

（建築課）

### 公告

採石業務管理者試験の実施

（土木監理課）

## 告示

香川県告示第四百八十二号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、医師の指定の辞退の予告があった。

平成十七年八月九日

香川県知事 真鍋武紀

予告期間満了年月日（辞退年月日） 平成十七年九月十八日	医師の氏名 大西 敏行	障害の種類 肢体不自由、じん臓、ぼうこう又は直腸、小腸	所属病院又は診療所の名称 医療法人社団みりニツク	所在地 観音寺市柞田町甲一八八八番地一
--------------------------------	----------------	--------------------------------	-----------------------------	------------------------

香川県告示第四百八十三号  
漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十三条の二第一項第一号の規定により、四海加入区について、平成十三年香川県告示第五百十号による保険に付すべき義務は、平成十七年八月六日限り消滅したので告示する。  
平成十七年八月九日  
香川県知事 真鍋武紀

香川県告示第四百八十四号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。  
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年八月九日から同月三十日まで一般の縦覧に供する。  
平成十七年八月九日  
香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 小囊前田東線（四十二号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
	前	後			
木田郡三木町大字小囊字北谷一九七番一地先から	七・五	一・〇	七・五	五	道路災害復旧工事に伴う道路区域の変更
	七・五	四二・〇			
木田郡三木町大字小囊字北谷一九七番一地先まで	七・五	四二・〇	七・五	五	
	七・五	四二・〇			
木田郡三木町大字小囊字足田打三七八番四地先から	八・〇	四〇・六	八・〇	一一三	
	八・〇	四〇・六			
木田郡三木町大字小囊字足田打三六九番地先まで	一〇・〇	四五・六	一〇・〇	一一三	
	一〇・〇	四五・六			

香川県告示第四百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年八月九日から同月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 紫雲出山線（二百三十二号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		備考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)	
三豊郡詫間町大字大浜字楠浜甲二番地先から 三豊郡詫間町大字大浜字楠浜甲九番一地先まで	前	五・〇	道路復旧工事に伴う道路区域の変更
	後	二二・五	
		二二・〇	

香川県告示第四百八十六号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、香川県土木部河川砂防課及び香川県長尾土木事務所総務課において縦覧に供する。

平成十七年八月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 河川の名 称
- 二 二級河川番屋川水系楠谷川
- 三 廃川敷地等が生じた年月日

平成十七年八月九日

三 廃川敷地等の位置

東かがわ市水主五三九八番一地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 二七・四 平方メートル

香川県告示第四百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年八月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 建築指道 第二号

二 指定年月日 平成十七年 七月二十九日

三 指定道路の位置 香川郡香川町大字浅野字実相寺三五七一 四及び同地先農道・水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・五六メートル

延長 三〇・〇七メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課において閲覧に供する。

公 告

香川県告示第四百七十二号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定に基づく採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成十七年八月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験日時

平成十七年十月十四日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験場所

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁北館三階第二会議

三 試験科目及び出題範囲

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令を含む。）

2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

#### 四 出題形式

選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題一〇問（全問必須問題）及び技術問題十七問（七問の必須問題と、一〇問から三問を選択して解答する選択問題）とする。

#### 五 受験手続等

##### 1 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に写真（縦四・五センチメートル及び横五センチメートルとし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して提出すること。

受験願書用紙は、香川県土木部土木監理課において交付する。

##### 2 受験願書の提出先

高松市番町四丁目一番一 号 香川県土木部土木監理課管理グループ

##### 3 受験願書の提出期間

平成十七年九月二十日（火曜日）から同月三十日（金曜日）まで

郵送による場合は、必ず書留郵便にすることとし、平成十七年九月三十日までの消印のあるもの限り受け付ける。

##### 4 受験手数料

八、 円

受験願書に香川県証紙八、 円分をはり付けること。

ただし、小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者が、郵便による送付により受験願書を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面八、〇〇〇円の郵便為替を同封することにより納付することができる。

#### 六 合格者の発表等

##### 1 合格者の発表

合格者の受験番号を、平成十七年十月三十一日（月曜日）午前十時から一週間、香川県庁東館玄関前掲示板に掲示する。

##### 2 合格証の交付

合格者に対しては、合格証を交付する。

##### 七 その他

受験手続その他詳細については、香川県土木部土木監理課管理グループ（電話番号〇八七 八三一 三五〇四）へ照会すること。

平成十七年八月九日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています